
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号

平成 30 年 2 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	糸 数 昌 洋
同	古 堅 茂 治

平成 29 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

平成 29 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成29年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について

経済観光部

○ なはまちなか振興課

那覇市頑張るマチグッサー支援基金について（是正事項）

那覇市頑張るマチグッサー支援基金条例第4条は「基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。」と規定している。

これに基づき、平成28年度の基金の運用から生じる収益を27,000円と見積もり、当初予算に歳入歳出それぞれ27,000円を計上した。その後、定期預金による基金運用収入（利子）が130,436円見込まれることとなったが、当初予算との差額103,436円については、補正予算への計上を怠り、基金に積み立てられていない。

基金の運用に当たっては、当該条例を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

那覇市頑張るマチグッサー支援事業マニュアル、マチグッサー活性化グループ年間業務スケジュール等に当該補正業務を分かりやすく記載し直し、業務管理を徹底することで再発防止に努めます。

なお、平成28年度の基金運用収入130,436円のうち、当年度に積立できなかった103,436円については、平成29年度2月補正予算に計上し処理をする予定です。

環境部

○ 環境政策課

環境保全・創造基金及び一般廃棄物処理施設建設等基金について（是正事項）

環境保全・創造基金条例第4条及び一般廃棄物処理施設建設等基金条例第4条は「基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。」と規定している。

しかし、当該運用収入を補正予算への計上を怠る不適切な事務処理により、環境保全・創造基金は運用収入（利子）13,765円に対し、当初予算3,000円を積み立てたものの、10,765円は積み立てていない。同じく一般廃棄物処理施設等基金は運用収入（利子）1,208円に対し、当初予算1,000円を積み立て、208円は積み立てていない。

基金の運用に当たっては、関係条例を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

基金の利子分については、毎年補正予算を計上するよう年間スケジュール等に記載し周知徹底を図りました。

積み立てていない利子については、平成 29 年度 2 月補正予算に計上して処理をする予定です。

今後、このような事態が生じないように、関係法令等を順守し適切な事務の執行を行ってまいります。

○ クリーン推進課

収入印紙の貼付について（要望事項）

印紙税法第 2 条は「別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。」と定めている。

一般家庭ごみ収集運搬業務委託契約、地域清掃ごみ収集運搬業務委託契約及びスプリング入りマットレス・ソファ回収に係る運搬費用の各業務委託契約において契約書への収入印紙の貼付がなされていない。所管課は、当該収入印紙の貼付について当該業務委託契約は請負契約ではなく、貼付の必要のない委任・準委任契約であるとの見解を示している。

しかしながら、当該業務委託契約については、請負契約と解釈する余地もあると思料されるため、収入印紙の貼付の必要性について専門的見地からの確認を検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

要望事項を受け、業務委託契約を締結している 3 受託業者に対し要望事項の趣旨を説明し、各業者の担当税理士に確認をとるよう依頼しております。3 受託業者からの報告等をもとに今後の対応について検討していきます。

生涯学習部

○ 生涯学習課

資金前渡における精算の遅れについて（注意事項）

資金前渡の精算について、那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払いが終了した日から 7 日以内に行う旨、定めている。

沖縄県社会教育指導員連絡協議会総会出席に伴う公用車 2 台の高速道路使用料の支払いのため受領した前渡金については約 5 か月後に、また、同協議会研修会の参加負担金の支払いのため受領した前渡金については約 1 か月後に精算を行っている。

資金前渡の精算事務に当たっては、当該規則を遵守し適切な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡の精算の遅延について、平素の点検事項として適宜グループ会議等での確認及び課内決裁ラインでの照合を徹底していきます。また、庶務や担当職員にて、財務会計システム「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を定期的に確認することにより精算漏れがないように注意し、那覇市会計規則を遵守するよう努めます。

○ 市民スポーツ課

(1) 建物総合損害共済災害共済金に係る歳入の調定の遅れについて（是正事項）

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは直ちに予算科目別に調定をしなければならない旨規定している。

平成 26 年 7 月の台風 8 号により、奥武山体育施設内の消防防災監視システムに断線が生じた。これを社団法人全国市有物件災害共済会に報告したものの、その後災害共済金請求の事務を怠ったため、平成 29 年 1 月 9 日、当該共済会から災害共済金請求の確認の連絡を受けて調定し、平成 28 年度に教育費雑入として収入している。

歳入の調定事務に当たっては、当該規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 是正事項に関する措置

当該是正事項については、担当者及び課内の連絡・連携不足により発生したものです。

今後は、このような事態が生じないように、会計規則を遵守し適切な事務を執行するため、全国市有物件災害共済会損害金請求チェックシートによる進捗確認を行なうこととし、その旨課内で注意喚起と周知徹底を図りました。

(2) 監査指摘事項等への措置を怠ったことについて（是正事項）

那覇市個人情報保護条例施行規則第 17 条は、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他 7 項目の条件を付するものと規定している。

那覇市健康ウォーキング推進事業業務委託契約は、平成 27 年度前期定期監査において、その条件が付されていなかったため注意事項として指摘された。その措置（状況）として、「今後は、那覇市個人情報保護条例施行規則に基づき、適切に契約締結を行う」旨を報告し、監査委員がこれを公表したにもかかわらず、平成 28 年度及び平成 29 年度においても同様に誤った事務処理を行っている。

事務事業の執行に当たっては、関係規則等を遵守し適正な事務処理を行われない。

□ 是正事項に関する措置

当該是正事項は、課内の連絡・連携不足により平成 27 年度に指摘された注意事項について、契約書のデータの書き換えや資料を差し替えるなどの手立てを取っておらず、誤った事務処理が続いておりました。

今回の指摘を受け、契約書については、是正対応した内容へデータ書き換えを済ませております。また、課内全体でチェック機能が働くように、監査等の指摘事項を共有できるフォルダーへまとめて格納し、職員へ周知徹底いたしました。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理を行うように努めてまいります。

学校教育部

○ 学校教育課

室内化学物質濃度測定業務及びダニ又はダニアレルゲン検査業務（小・中学校）について（要望事項）

学校保健安全法第6条第2項は「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。」と規定している。また、同条第3項は「校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定している。

当該基準に基づき実施した室内化学物質濃度測定業務では、測定対象の小学校12校中3校（中学校6校不適合なし。）、ダニ又はダニアレルゲン検査業務では、小学校36校中2校、中学校17校中2校が不適合となっているが、当該学校に対し是正措置等の報告を求めている。

不適合があった学校に対しては、同法第6条の主旨に鑑み、是正措置等について報告を求め、より一層学校の環境の維持・改善に努められたい。

□ 要望事項に関する措置

当該検査の結果不適合があった学校においては、学校薬剤師等の助言・協力を受け、改善のための必要な措置を講じ、その内容について、それぞれの学校保健委員会等に報告を行っております。今年度からは、教育委員会に対しても同様の報告を行うよう求め、より一層学校の適切な環境の維持に努めてまいります。